

国地契第26号  
国官技第126号  
国営計第76号  
平成13年7月30日

国会公契第68号  
国官技第416号  
国営計第168号  
国営整第229号  
国北予第85号

最終改正 令和3年3月31日

各地方整備局 総務部長 殿  
企画部長 殿  
営繕部長 殿

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
( 公 印 省 略 )

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に 関する手続について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に基づき、公共工事の受注者である建設業者に同条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事実（以下「疑義の事実」という。）があるときの当該建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事への通知等については、下記により取扱われたい。

### 記

#### 1 通知方法

疑義の事実がある建設業者が受注者である工事を所管する地方整備局長は、同局長名にて、当該建設業者が国土交通大臣許可の場合は建設業者の本店所在地の地方整備局長に、都道府県知事許可の場合は当該許可を受けた都道府県知事に、その事実を通知するものとする。

また、上記の通知と同時に、当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する（当該工事が行われている場所の）都道府県知事に対してもその事実を通知するものとする。

以上の通知は、別記様式により行うこととする。

#### 2 本省への連絡等

上記1の地方整備局長からの通知と同時に、当該地方整備局総務部長から本省大臣官房会計課長へ当該疑義の事実を報告するものとする。  
以上の手続についてのフローを参考までに別紙に示す。

別記  
様式

(用紙 A 4)  
番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長 殿  
又は都道府県知事 殿

〇〇地方整備局長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に基づき、下記の通り通知する。

なお、本件について、建設業法に基づく処分等の結果に関しては、当方まで連絡願いたい。

記

- 1 工事名及び施工場所
- 2 支出負担行為担当官等名
- 3 請負業者名  
代表者名  
住所  
建設業許可番号
- 4 法第11条に該当すると疑うに足る事実について
- 5 本件連絡先

(参考) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する  
 手続について

(疑義の事実の把握)

場 面	疑義の事実の把握者
①入札・契約手続において疑義の事実を把握	契約課長 (⑤分任官契約工事の場合は、事務所長等)
②監督において疑義の事実を把握	総括監督職員 (⑤分任官契約工事の場合は、事務所長等)
③工事検査において疑義の事実を把握	工事検査官又は技術検査官 (⑤分任官契約工事の場合は、事務所長等)
④国土交通省が行う公共工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書 (平成24年3月19日付け警察庁丁暴発第106号、国官会第3165号、国地契第88号、国営管第497号、国港総第700号、国北予第33号。以下「合意書」という。) 記第5第2項 (第6第5項において準用する場合を含む。) の通知により疑義の事実を把握	発注している工事の受注者である建設業者につき通知を受けた整備局長

・疑義の事実の把握者を代表する者：支出負担行為担当官等又はその予定者 (整備局長)

(分任官契約工事の場合：分任支出負担行為担当官等又はその予定者 (事務所長等))

(疑義の事実の把握から処分の流れ)

(本官契約工事の場合)

(分任官契約工事の場合)

